

【第19報】 学校再開 及び 暴風警報等発令時 について

時下、来週(8/31～)からの学校再開と暴風(特別)警報等発令時の対応についてお知らせ致します。下記の事項について、ご確認いただき今後とも学校、保護者、関係機関と連携し「**子供たちの安全を第1**」に引き続き適切な対応をお願い申し上げます。

記

1. 学校再開について

- (1) 通常登校 : 令和2年 8月31日(月)～
- (2) 留意事項 : 感染防止対策を進めながらの「通常授業」等の実施。

※ 安全を第1に通常授業を進めるには、学校と家庭等が協力して感染防止対策を進める必要があり未然防止対策が重要となります。是非、下記事項を再度、ご確認しご協力をお願い致します。

① 保健管理に関すること(学校・家庭・関係機関等で対応)

・「健康観察シート」への記入(幼児児童生徒と家族の発熱、風邪症状)・提出。

- ・幼児児童生徒に対し、手洗い、咳エチケット、規則正しい生活習慣、マスクの着用及び身体的距離の確保に努めること。
- ・消毒や3密対策等の各学校の地域の感染レベルに応じた感染症対策を徹底すること。
- ・学校としても感染予防に努めつつ「熱中症」対策を実施し授業を進めていきます。家庭におかれましては、生活のリズムを整え体調管理に留意し、登校する際に体調面で、気になることがあれば自宅で様子を見て下さい。合わせて学校への連絡もお願いします。

② その他(登校判断)

- ・健康に不安がある幼児児童生徒や保護者から登校しない旨の申し出があった場合には、事情を聞いた上で柔軟に対応します。新型コロナウイルス感染症に関する事情は、欠席扱いではなく、出席停止扱いとします。
- ・同居家族が感染し、幼児児童生徒が濃厚接触者又は、その可能性が高い場合は、登校を控え、保健所の指示があるまで自宅等で待機するようにしてください。その場合は、欠席扱いではなく、出席停止扱いとします。
- ・健康観察を継続し、幼児児童生徒に発熱・風邪症状等がある場合は登校しないようにして下さい。また、同居家族に発熱など風邪症状がある場合も登校を控えるよう重ねてお願いします。尚、その場合も欠席扱いではなく、出席停止扱いとします。

2. 暴風(特別)警報等の発令時の対応について

- (1) 「別紙」: 「暴風(特別)警報等発令時における～(お知らせ)」を参照して下さい。

※ 暴風警報及び特別警報等が発令されていない場合: 地域の状況を踏まえ登校が困難と思われる場合は、学校へご連絡下さい(保護者により危険と判断された場合は登校を控えて下さい)。

西崎特別支援学校
校長 又吉 安一